

大和市告示第13号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱及び大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年1月29日

大和市長 大木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱及び大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「8,888円」を「8,921円」に、「5,888円」を「5,921円」に改める。

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項中「8,888円」を「8,921円」に、「5,888円」を「5,921円」改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、この要綱による改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱及び大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（以下「新要綱」と総称する。）の規定は、令和2年12月21日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新要綱の規定は、適用日以後に実施する予防接種について適用し、適用日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。